

## 規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく  
経済産業省関係省令及び経済産業省告示の改正について

下記のとおり、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく経済産業省関係省令及び経済産業省告示の改正を行う予定ですので、お知らせします。

### 記

#### 1. 件名

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく経済産業省関係省令及び経済産業省告示の改正について

#### 2. 指定製品の目標値、目標年度

製品区分	環境影響度の目標値	目標年度
中央方式エアコンディショナーのうち容積圧縮式冷凍機を用いるもの（空調用チリングユニット）	750	2027
ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、下記以外のもの ①既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの ②冷房と暖房を同時に使用するための冷媒の分流に必要な構造を有するもの ③寒冷地で使用されるエアコンディショナーであって、低外気温度時での暖房能力低下を抑制する機能を備えたもの ④空調時に発電電力を外部利用できるもの ⑤停電時の自動運転機能を備えたもの ⑥熱媒体を同一配管内で循環させるもの ⑦水の冷却又は加熱を行うもの	750	2027
設備用エアコンディショナーのうち、下記のもの ①汎用：主として大規模商業設備、病院及び工場などの室に対する空気調和を図ることを目的としたもの ②工場用：主として燃焼設備、製鉄設備などの設備を備えた室に対する空気調和を図ることを目的としたもの	750	2027
自動車用エアコンディショナー（人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の自動車）又は貨物自動車（貨物の運送の用に供する自動車）に搭載されるもの	150	2029
業務用一体型冷凍冷蔵機器（蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が摂氏マイナス四十五度以上のもの、又は冷凍機を内蔵する冷凍・冷蔵ショーケースであって、圧縮機の定格出力が七百五十ワット以下のもの）	150	2029

### 3. 趣旨及び目的

指定製品の環境影響度低減に向けたイノベーションを加速し、指定製品に係る使用フロン類についてノンフロン・低GWP製品への転換及び普及を推進することにより、フロン類使用合理化（使用抑制）の推進を図るため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下、「改正フロン法」という。）第12条及び第14条に基づき、経済産業大臣は、同法政令に定められた指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度（オゾン層破壊効果、地球温暖化効果）の低減に関し指定製品の製造者等の判断の基準（以下、「指定製品判断基準」という。）となるべき事項及び表示事項を定め、公表することとなっており、また、指定製品判断基準は、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めることとなっている。なお、指定製品判断基準及び表示事項については、指定製品の区分ごとに経済産業省告示において定められるとともに、それらの指定製品について経済産業大臣による勧告の対象となる製造業者等の基準は経済産業省関係省令において定められる。

4. 公布予定 令和5年3月

5. 施行予定 令和5年3月

### 6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室  
TEL 03-3501-4724  
FAX 03-3501-6604

### 7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後